



# 別所憲法9条の会 たより

2025年1月 第197号

青空の広がる穏やかなお正月を迎えることができました。皆様のお正月はいかがお過ごしでしたか。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。七草の日も過ぎ日常が始まりましたが、東京は40日振りにまとまった雨がふったもののカラカラ天気が続く一方、青森県では、災害級の豪雪、沖縄では11日早い彼岸桜開花と穏やかとは言ってられない年明けかもしれません。特に1年経っても復興の進まない能登へはもどかしさに愁えるばかりですが、已年は復活と再生のシンボルとして縁起が良いとのこと、復興・再生へと今年こそは進む1年であってほしいと思います。

今年は戦後80年です。この節目の年はウクライナやガザの戦火が広がり続ける中、明けました。戦争の惨禍の痕跡がハ王子にもたくさんあります。その中の浅川地下壕の着工は、敗戦色濃くなった1944年7月食料や弾薬などの備蓄場所あるいは地下司令部を配置する予定が、航空機エンジンの地下疎開場所として転用されます。そんな無謀なトンネル工事には多くの朝鮮人が酷使されました。豪内は湿度が高く天井は白いカビが生え1時間ほどの見学でしたが、息苦しくなります。戦争の教訓は被害者の視点のみならず加害者の視点を含みアジア各地で起きたことを振り返る全体像から、平和と安定の維持に繋げる重要な年にしたいものです。

## 1月の例会

どなたさまも大歓迎！ ぜひぜひお越しください



日 時 1月27日(月) 13:30~16:00

会 場 長池公園自然館 第一会議室

参加費 300円

### テーマ



### 1)多摩地域の空襲

1944年11月からB29による多摩地域への空襲が始まりました。米軍の爆撃目標は航空機製造工場でしたが、周辺家屋や鉄道、駅、街も多大な被害を被りました。八王子空襲と湯の花トンネル列車銃撃空襲にも触れます。

### 2)浅川地下壕見学会の報告

12月に参加した浅川地下壕見学会を写真を交えてレポートします。岩盤をダイナマイトを使って掘り進んだ坑道は数キロにわたるもので、中は真っ暗です。ライトを点けてはいました。中島飛行機武蔵製作所によってゼロ戦等のエンジンが製造されるはずでした。

新型コロナ感染症対策については各自ご留意ください。

### 堀之内駅前での宣伝

1/20(月) 10:00~

日本政府に核兵器禁止条約の  
批准を求める署名  
大軍拡、戦争への道反対

1/18(土)14:00

八王子アクション  
JR八王子駅北口

1/19(日)14:00~

新たな戦前にさせない  
TheEND自民党政治  
19日国会議員会館前集会

風船爆弾作戦と  
本土決戦準備  
～女の子たちの戦争

明治大学平和教育  
登戸研究所資料館展示

2025年5月31日(土)まで

入館無料  
小田急線生田駅

次回の例会は2月24日(月)に開催予定です。 別所憲法9条の会ホームページ <https://bessho9.info/>



新年特別寄稿

永山茂樹さん(東海大学法学部教授)にご寄稿いただきました。

## 韓国における民主主義の危機から何を学ぶか

2024年12月3日深夜、韓国の尹錫悦(ユン・ソンニヨル)大統領は非常戒厳を宣布しました。これは同国憲法第77条1項(「大統領は、戦時、事変またはこれに準ずる国家非常事態に際し、兵力をもって軍事上の必要に応じ、もしくは公共の安寧秩序を維持する必要がある場合には、法律の定めるところにより、戒厳を宣布することができる」)を根拠にするものです。しかし野党議員も国会周辺に集まった多数の国民も強く抗議したため、大統領は戒厳をすぐさま解除せざるをえませんでした。

昨年春の総選挙で大統領与党「国民の力」は大敗し、野党「共に民主」が国会(一院)の多数を占めています。その結果、大統領と国会が対立し、大統領の政治が行き詰ったことが、戒厳宣布の政治的背景だといわれます。としても、大統領が何をしてもいいわけではありません。戒厳宣布の理由、すなわち「戦時、事変、またはこれに準ずる国家非常事態」は、おそらく存在しなかったのです。大統領は国会による訴追(その主たる理由は、大統領の職権濫用です)を受けて、憲法裁判所における弾劾手続を待つところです。結果次第で大統領は罷免されます。そうなると朴槿恵元大統領以来、二件目となります。

尹大統領には、内乱罪の疑いで拘束令状も発せられました。刑法87条「韓国の領土の全部又は一部を僭窃し、または国憲を紊乱(ビンラン)する目的で暴動を起こした」とき「首謀者は死刑、無期懲役または無期禁固に処する」という規定があります。一地域を対象とした戒厳を全国に不当に拡大適用することは内乱に当る、という判例がありますから、要件を満たさない戒厳宣布も同様に内乱罪で処罰される可能性があるのです。

隣国の事件から、何を学べるでしょうか。

第一に、戒厳宣布権をふくむ国家緊急権はつねに濫用のおそれがあり、しかもその効果はきわめて大きいということです。憲法87条3項は「非常戒厳が宣布された場合には、法律の定めるところにより、令状制度、言論、出版、集会、結社の自由、政府もしくは法院(裁判所)の権限に関して、特別の措置を講じることができる」とあります。さいわい今回は民衆が大統領の暴走を止めることができました。でも少し遅れたら、軍が民衆の口を封じてしまい、戒厳は解除されなかつたかもしれません。

第二に、権力の暴走を防止するには、市民と議員の連帯が不可欠であること、さらに権力濫用を罰するために警察・検察(韓国では、検察や高検察など)や裁判所(韓国では、司法裁判所と憲法裁判所)がきちんと機能することも重要だということです。軍事独裁政権を倒して民主主義を勝ち取った韓国民衆の歴史的経験が、ここで生きたのでしょうか。

第三に、第二の条件が整わない国では、国家緊急権・戒厳宣布権じたいを否定しなければならないということです。自民党の改憲案には、首相が緊急事態を宣言し、内閣は法律に代わって命令を発する旨を定める規定が盛り込まれています(「憲法改正草案」98・99条)。まさに国家緊急権・戒厳宣布権です。また維新・国民民主らの3会派合意(23年)も、緊急事態における議員任期延長・選挙延期規定の創設を狙っています。これが濫用されたとき、わたしたちはそれを阻止できるでしょうか。

日本国憲法の制定時、「国家緊急権は濫用されるから、それを憲法に置かない」という選択をしました。そのかわり、災害などの緊急時に国会をうごかすために、臨時会や参議院緊急集会の制度を設けたのです。韓国の例をみれば、この選択が賢明だったとわかります。「緊急権規定を創設したうえで、国家緊急権を法的にコントロールするべきだ」と主張する改憲論者がいますが、それは倒錯しています。首相に緊急権を与えなければよいだけのことです。2025.1.3